第六号の五様式(第二十八条の十八関係) 加、平一九国交令一九・令元国交令二〇・一部改正) (平一八国交令九三•追

(用紙の寸法は、 日本産業規格B8とする。)

(表) 者であることを証する。 録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入ることができる 第 右は、港湾法第五十六条の二の十四第一項の規定により登 붕 有効期間 交付年月日 身 写 分 発行機関名 証 真 眀 職氏住 生年月日 名名所 発行機関印

(裏)

(報告及び検査)

港湾法抜粋

第五十六条の二の十四 ができる。 実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること 確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の 必要な限度において、 くは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録 登録確認機関に対し、確認業務若し 国土交通大臣は、この法律の施行に

2 す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならな 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示

3 に認められたものと解してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のため